

十四	十三	十一	九	八
初期 利子	の経利入 払過札格 込利発競 み子率行争	入価・別債 札格第参市 競II加場 争非者特 競I加	振額最 替額面 単位金	行 額 金
<p>金と平 額し成 を、三 支次十 払の年 う算六 。式月 たよ十 だし日 、算支 支出支 払し払 期た期</p>	<p>募入○ 払込決・ り算出額六 定する期した 。算る。日金 に額を、 に払を第 い込二 込む十 むの号 のに と規 す</p>	<p>額上額 面の面 金そ金 額れ額 百ぞ百 円れの につ き募 百価 円格 十四 銭以</p>	<p>平成三 。十年 一月 二十九 日</p>	<p>五 万 円</p>

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{40}{365}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子

平成三十年一月二十九日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成四十九年十二月二十日 利率をその日以前六月間に属す いて、その日以前六月間に属す 日を支払期とし、各支払期にお 毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十 日 以 前 六 月 間 に 属 す 日 を 支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お いて、その日以前六月間に属す 利率をその日以前六月間に属す 平成四十九年十二月二十日 額面金額百円につき百円 日本銀行 財務大臣から通知を受けた者 平成三十年一月二十九日

が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$